

アクティブ運用型 ETF 設定交換の清算対象取引への追加等に伴う 「業務方法書」等の一部改正について

I. 改正趣旨

アクティブ運用型 E T F 設定交換の清算対象取引への追加等に伴い、「業務方法書」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. 清算対象取引

- ・金融商品取引法施行令における「金融商品債務引受業の対象取引（第1条の19）」の改正を踏まえ、アクティブ運用型 E T F の設定交換を清算対象取引に追加する改正を行う。

(備 考)

- ・業務方法書第3条第2項第12号

2. その他

- ・その他、所要の改正を行う。

- ・手数料に関する規則別表1、別表2

III. 施行日

2025年12月8日から施行する。

以 上

アクティブ運用型 ETF 設定交換の清算対象取引への追加等に伴う
「業務方法書」等の一部改正について

目次

(ページ)

1	業務方法書の一部改正新旧対照表	1
2	手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	2

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
(清算対象取引)	(清算対象取引)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 清算対象取引は、次の各号に掲げる取引(当社が定めるものに限る。)とする。	2 清算対象取引は、次の各号に掲げる取引(当社が定めるものに限る。)とする。
(1)～(11) (略)	(1)～(11) (略)
(12) 証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。)第2条第4項に規定する証券投資信託をいい、その受益証券が金融商品取引所に上場される旨を同法第4条第1項に規定する投資信託約款に定めたものに限る。以下同じ。)の設定(追加設定を含む。以下同じ。)、証券投資信託の元本の一部の償還又は上場投資信託受益証券(証券投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)と上場投資信託構成銘柄(金融商品取引法施行令第1条の10第1号に規定する上場有価証券等のうち、当該証券投資信託の運用の対象とする各銘柄のもの又はその信託財産に属するものをいう。以下同じ。)との交換に係る上場投資信託受益証券又は金銭若しくは上場投資信託構成銘柄の授受	(12) 証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。)第2条第4項に規定する証券投資信託をいい、 <u>その信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所に上場される旨を同法第4条第1項に規定する投資信託約款に定めたものに限る。以下同じ。)の設定(追加設定を含む。以下同じ。)、証券投資信託の元本の一部の償還又は上場投資信託受益証券(証券投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)と上場投資信託構成銘柄(金融商品取引法施行令第1条の10第1号に規定する上場有価証券等のうち、当該証券投資信託の運用の対象とする各銘柄のもの又はその信託財産に属するものをいう。以下同じ。)との交換に係る上場投資信託受益証券又は金銭若しくは上場投資信託構成銘柄の授受</u>
(13) (略)	(13) (略)
3 (略)	3 (略)
付 則	
この改正規定は、令和7年12月8日から施行する。	

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表1 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率		別表1 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率	
清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率	清算手数料率
業務方法書第3条第2項第1号、第10号、第12号及び第13号に掲げる取引並びに第2号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。	債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)以外の有価証券	<p>aに定める現物清算参加者の当該月(当該月の前月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この項において同じ。)の午後5時30分より後を含み、当該月の末日の午後5時30分より後を除く。ただし、私設取引システムにおいて成立した取引分については、当該月の初日(休業日に当たるとときは、順次繰り下げる。)から起算して3営業日目を決済日とする取引が行われる時間と含み、当該月の末日から起算して4営業日目を決済日とする取引が行われる時間を除く。以下この項において同じ。)の債務引受額の合計額を</p>	<p>aに定める現物清算参加者の当該月(当該月の前月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この項において同じ。)の午後5時30分より後を含み、当該月の末日の午後5時30分より後を除く。ただし、私設取引システムにおいて成立した取引分については、当該月の初日(休業日に当たるとときは、順次繰り下げる。)から起算して3営業日目を決済日とする取引が行われる時間と含み、当該月の末日から起算して4営業日目を決済日とする取引が行われる時間を除く。以下この項において同じ。)の債務引受額の合計額を</p>

	<p>基準として、b に定める清算手数料率とする。</p> <p>a (略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 現物清算参加者が行う業務方法書第3条第2項第12号及び第13号に掲げる取引</p> <p>当社が月間に業務方法書第46条第1項第4号及び第5号に基づいて引き受けた、次のイからニまでに掲げる債務の引受け額の合計額</p> <p>イ 業務方法書第45条の3第2項第1号 <u>a (a) に規定する金銭の支払債務及び同項第2号に規定する金銭型証券投資信託の設定に係る金銭の支払債務</u></p> <p>ロ 業務方法書第45条の3第2項第1号 <u>a (b)、同号b (a) 及び同号c (a) に規定する上場投資信託受益証券の引渡債務並びに同項第2号に規定する金銭型証券投資信託の元本の一部の償還に係る上場投資信託受益証券の引渡債務</u></p> <p>ハ 業務方法書第45条の3第2項第1号 <u>a (a) 及び同号c (b) に規定する上</u></p>		<p>基準として、b に定める清算手数料率とする。</p> <p>a (略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 現物清算参加者が行う業務方法書第3条第2項第12号及び第13号に掲げる取引</p> <p>当社が月間に業務方法書第46条第1項第4号及び第5号に基づいて引き受けた、次のイからニまでに掲げる債務の引受け額の合計額</p> <p>イ 業務方法書第45条の3第2項第1号 <u>a に規定する金銭の支払債務</u></p> <p>ロ 業務方法書第45条の3第2項第1号 <u>b (受益証券等申込者が金銭の支払債務のみを負う証券投資信託の設定に係るものを除く。)、同項第2号a 及び同項第3号a に規定する上場投資信託受益証券の引渡債務</u></p> <p>ハ 業務方法書第45条の3第2項第1号 <u>a 及び同項第3号b に規定する上場投資</u></p>
--	---	--	--

		場投資信託構成銘柄の引渡債務 ニ 業務方法書第45条の3第2項第1号 c(c)に規定する交換時残余変換口数の上場投資信託受益証券の引渡債務 b (略)		信託構成銘柄の引渡債務 ニ 業務方法書第45条の3第2項第3号 cに規定する交換時残余変換口数の上場投資信託受益証券の引渡債務 b (略)
		(略)		(略)
		(略)		(略)

2 (略)

別表2

当月の債務引受状況に応じた固定手数料の適用対象

債務引受状況に応じた固定手数料は、次の(1)に定める現物清算参加者の債務引受件数シェアが3%超の現物清算参加者を適用対象とする。ただし、(2) aに定める現物清算参加者の債務引受単価が同号bに定める市場債務引受単価を上回る現物清算参加者は除く。

(1) (略)

a (略)

b 現物清算参加者が行う業務方法書第3条第2項第12号及び第13号に掲げる取引

当社が月間に業務方法書第46条第1項第4号及び第5号に基づいて引き受けた、次のイからニまでに掲げる債務の件数の合計件数

イ 業務方法書第45条の3第2項第1号a(a)に規定する金銭の支払債務及び同項第2号に規定する金銭型証券投資信託の設定に係る金銭の支払債務

ロ 業務方法書第45条の3第2項第1号a(b)、同号b(a)及び同号c(a)に規定する上場投資信託受益証券の引渡債務並びに同項第2号に規定

2 (略)

別表2

当月の債務引受状況に応じた固定手数料の適用対象

債務引受状況に応じた固定手数料は、次の(1)に定める現物清算参加者の債務引受件数シェアが3%超の現物清算参加者を適用対象とする。ただし、(2) aに定める現物清算参加者の債務引受単価が同号bに定める市場債務引受単価を上回る現物清算参加者は除く。

(1) (略)

a (略)

b 現物清算参加者が行う業務方法書第3条第2項第12号及び第13号に掲げる取引

当社が月間に業務方法書第46条第1項第4号及び第5号に基づいて引き受けた、次のイからニまでに掲げる債務の件数の合計件数

イ 業務方法書第45条の3第2項第1号aに規定する金銭の支払債務

ロ 業務方法書第45条の3第2項第1号b(受益証券等申込者が金銭の支払債務のみを負う証券投資信託の設定に係るもの)を除く。)、第2号a及び第3

<p><u>する金銭型証券投資信託の元本の一部の償還に係る上場投資信託受益証券の引渡債務</u></p> <p>ハ 業務方法書第45条の3第2項第1号a (a) 及び同号c (b) に規定する上場投資信託構成銘柄の引渡債務</p> <p>ニ 業務方法書第45条の3第2項第1号c (c) に規定する交換時残余変換口数の上場投資信託受益証券の引渡債務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和7年12月8日から施行する。</p>	<p>号aに規定する上場投資信託受益証券の引渡債務</p> <p>ハ 業務方法書第45条の3第2項第1号a及び同項第3号bに規定する上場投資信託構成銘柄の引渡債務</p> <p>ニ 業務方法書第45条の3第2項第3号cに規定する交換時残余変換口数の上場投資信託受益証券の引渡債務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(注) (略)</p>
---	---